

伊東市ホームページ広告掲載に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、伊東市有料広告掲載の取扱いに関する要綱（平成18年伊東市告示第264号。以下「要綱」という。）に基づき、伊東市がインターネット上に公開している伊東市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 市ホームページに掲載する広告は、バナー広告（ホームページ上に表示される帯状の広告画像で、広告主の指定するホームページにリンクできるものをいう。以下「広告」という。）とする。

(広告の掲載位置及び枠数等)

第3条 広告を掲載する位置は、市ホームページ内の市が指定する位置とし、枠数は12枠とする。なお、その12枠の掲載順序は抽選等の公平な方法により決定する。

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、次のとおりとする。

大きさ	縦 60ピクセル × 横 125ピクセル
形式	G I F（透過G I F不可）・J P E G・P N G (G I Fアニメーション及びF l a s hの使用は不可)
データの容量	10KB以内

2 文字色と背景色の明度差は十分に取り、背景に模様のある画像、写真等を使用する場合は、文字の周囲を縁取る等、文字を見やすくするよう配慮し、文字、イラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

(広告表現上の禁止事項)

第5条 次に掲げる表現を含んだ広告は、掲載を禁止する。

- (1) テキストボックス（あたかも入力可能な領域があるかのような誤解を与えるもの）
- (2) プルダウンメニュー（あたかも下に選択肢があるかのような誤解を与えるもの）
- (3) ラジオボタン（あたかも選択が可能であるかのような誤解を与えるもの）
- (4) 利用者に対してあたかも警告を発しているかのような誤解を与えるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、入力等何らかの操作ができると誤解されるおそれのあるもの
- (6) 類似する色調又は字体を使用する等、市ホームページの一部であるかのように混同するおそれがあるもの
- (7) その他

利用者の意思に反した動きをしたり、利用者に誤解を与えたりするおそれがあるもの

（広告掲載料）

第6条 広告掲載料（以下「掲載料」という。）は、1 枠につき月額 20,000 円とする。ただし、広告の掲載期間が 16 日に満たない月は、当該月の掲載料を 10,000 円とする。

（広告の掲載期間）

第7条 広告掲載期間は、一会計年度内において、次に掲げる期間を 1 単位（以下「単位掲載期間」という。）とし、1 広告当たり連続して 3 単位掲載期間を限度とする。

- (1) 4 月 1 日から 7 月末日まで
- (2) 8 月 1 日から 11 月末日まで
- (3) 12 月 1 日から翌年 3 月末日まで

2 第8条第3項の規定により募集した広告の掲載期間については、要綱第9条第1項の規定により広告掲載が決定した月の翌月 1 日から、前項各号に規定された期間の末日までを 1 単位とする。

(広告の募集)

第8条 広告の掲載を希望する者(以下「掲載希望者」という。)の募集は、市ホームページ等の広告媒体を利用して公募する。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、公募によらないことができる。

2 前項の規定による公募に当たっては、広告の枠数、掲載可能な期間、掲載料等の必要事項を明示する。

3 第1項の規定による募集は、毎年度の当初掲載に係るもののほか、広告枠を新たに設けたとき、又は広告に空きが生じることが明らかになったときに行うことができる。

(広告掲載の申込み)

第9条 市ホームページへの掲載希望者は、伊東市が広告の掲載を実施する日の3か月前から1か月前までの間に、要綱第8条に規定する伊東市有料広告掲載申込書(様式第1号)のほか、次に掲げるものを提出しなければならない。

- (1) 広告デザイン案(電子データ及びそのデータを印刷したもの)
- (2) 事業者にあつては、当該事業所の概要が分かる書類等
- (3) 資格又は免許を必要とする業種にあつては、それを証明する書類の写し
- (4) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認めた書類

2 広告デザイン案は掲載希望者の責任及び負担で作成するものとする。

(広告内容の変更及び掲載の停止等)

第10条 市長は、広告主が指定したリンク先のホームページの内容及びその他ホームページ広告の掲載に関する全ての事項(以下、「広告の内容等」という。)が要綱第8条に規定する伊東市有料広告掲載申込書(様式第1号)の掲載条件に抵触するおそれがあると認めるときは、広告主に対しその変更を求めるとともに、広告の掲載を停止することができる。

(広告主の届出義務)

第11条 広告主は、広告の内容等を変更する場合は、市長に事前に届出し、

承認を受けなければならない。

2 広告主は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) リンク先ホームページに障害等が発生したとき。

(2) 前号に規定するもののほか、伊東市有料広告掲載申込書の記載内容に変更があった場合

(広告掲載の取下げ)

第12条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げようとするときは、書面により市長に申し出なければならない。

(掲載料の還付)

第13条 既納の掲載料は、次の各号のいずれかに該当するときはその全部又は一部を還付する。

(1) 市長が第10条に規定する広告の掲載を停止し、又は掲載の取消しを行ったとき。

(2) 広告主が第12条の規定に基づき広告掲載の取下げを行ったとき。

2 前項第1号の規定により還付する掲載料は、既納の掲載料のうち市長が広告掲載を停止し、又は取消しを行った日から掲載期間の末日までの期間（その期間に1か月未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に係る掲載料に相当する額とする。

3 第1項第2号の規定により還付する掲載料は、広告主が広告の取下げを書面により申し出、市長がこれを受理した日の属する単位掲載期間の翌単位掲載期間以降について、既納の掲載料を還付する。

(免責)

第14条 広告主は、次に掲げる事由により広告の掲載が一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾し、広告の掲載停止による掲載料の還付、損害の賠償等を市に請求しないものとする。

- (1) 市ホームページサーバ等のハードウェア及びソフトウェアの点検修理及び改良作業等のための停止
- (2) 火災及び自然災害に伴う通信回線の障害並びに悪意を持つ第三者による市ホームページサーバ等への不正アクセスに起因する障害による停止
- (3) 広告データのデータ不良に伴う停止
(広告主の責務)

第15条 広告主は、当該広告の内容等について一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、当該広告の内容等について第三者から被害等の申立てがなされたときは、その責任及び負担により解決するとともに、当該広告に起因し伊東市において損害が生じたときには、その損害を賠償しなければならない。

3 広告主は、当該広告の内容等に係る一切の権利について、第三者への譲渡、転貸、担保差入、その他の行為を形態のいかんを問わず行ってはならない。
(その他)

第16条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成19年12月7日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年5月21日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月6日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年7月1日から施行する。